

## 住宅用土地の減額申請手続きにアクセス

下記のいずれかの方法により手続画面にお進みください。

- ・和歌山県 HP ([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/kenzei/fudousan/denshi\\_shinsei.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/kenzei/fudousan/denshi_shinsei.html)) からアクセス
- ・和歌山県電子申請システムトップページから「和歌山県」を選択後、検索条件で「不動産取得税」を入力し、手続きを検索

The screenshot shows the official website of Wakayama Prefecture. At the top, there are navigation links for English, simplified Chinese, traditional Chinese, Korean, and French. Below this is the Wakayama Prefecture logo and a search bar. A banner for 'Wakayama Castle' and a mascot character 'Sai-chan' are also visible. The main content area is titled '【不動産取得税】 住宅用土地の減額・還付申請については電子申請が利用できます!!' (Real Estate Acquisition Tax: Electronic application is available for residential land tax reduction and refund!). It lists several bullet points about the electronic application process. A sidebar on the left contains various departmental links, with '総務課' (General Affairs Section) highlighted. Below the main text, there are two QR codes and their corresponding URLs for individual applications: one for new residential buildings and one for used residential buildings. Red callout boxes on the right side of the page point to these QR codes with instructions: '個人で新築住宅の方はこちらを選択' (Individuals with new residential buildings should select this) and '個人で中古住宅の方はこちらを選択' (Individuals with used residential buildings should select this).

English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 | Français

組織から探す

和歌山県 Wakayama Prefecture

文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青

和歌山城

和歌山県PRキャラクター「さいちゃん」

ホーム > 組織から探す > 税務課 > 【不動産取得税】 住宅用土地の減額・還付申請については電子申請が利用できます!!

音声読み上げ

**和歌山県宝くじ情報**

**公売情報**  
原税滞納のため差し押さえた財産を公売しています

**防災わかやま**  
Wakayama Prefecture

総務管理局

総務課

行政改革課

人事課

職員厚生室

財政課

税務課

質財課

危機管理局

危機管理・消防課

防災企画課

災害対策課

### 【不動産取得税】 住宅用土地の減額・還付申請については電子申請が利用できます!!

電子申請については、納税通知書がお手元に届いている方が利用できます。

- 電子申請(個人の方のみ対象)について
- 電子申請手続きの大まかな流れ
- 申請に必要なもの
- 住宅用土地の減額要件の概要について
- お問い合わせ先

#### 電子申請(個人の方のみ対象)について

和歌山県電子申請受付システムにより、スマートフォンやご自宅のパソコンから申請することができます。(申請は、納税通知書がお手元に届いてから行っていただきますようお願いいたします。)

電子申請される方は、下記URLもしくはQRコードで申請画面にアクセスしてください。

- 【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請(個人・新築住宅)  
<https://shinsei.pref.wakayama.jp/YFzSgO3C>

個人で新築住宅の方はこちらを選択

- 【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請(個人・中古住宅)  
<https://shinsei.pref.wakayama.jp/ZY83tqrf>

個人で中古住宅の方はこちらを選択

👉 初めてご利用する方

- ▶ 初めて利用する方へ
- ▶ 動作環境
- ▶ 利用上の注意
- ▶ よくあるご質問

申請先の選択 (トップページ) | 手続の選択 | 手続案内 | 申請書入力 | 申請完了

📌 手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	和歌山県
手続名	【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請 (個人・新築住宅)

お問い合わせ先	各県税事務所 (不動産取得税担当課) 下記お問い合わせ先まで
	<p>個人が取得した住宅の用に供する土地の不動産取得税の減額 (還付) 申請ができます。申請には不動産取得税の納税通知書と建物 (住宅) の登記事項証明書 (※) が必要です。</p> <p>※建物登記事項証明書の代わりに住宅の新築日が確認できる登記完了証【建物表題登記】 (電子申請) 又は、登記情報提供サービスの情報の写しを提出いただくことも可能です。ただし、登記完了証【建物表題登記】 (書面申請) の場合には、登記申請書や検査済証の写し等、住宅の新築日が確認できるものを併せて添付してください。</p> <p>※その他要件確認のため、別途書類を依頼する場合があります。</p> <p>【減額になる主なケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取得後、引き続き所有している土地に、取得から3年以内に住宅 (※1床面積50平方メートル以上240平方メートル以下) を新築した場合</li> <li>●住宅の新築日から1年以内に建売住宅 (※1床面積50平方メートル以上240平方メートル以下) とその敷地である土地を取得した場合</li> </ul>
公開期間	2022年05月25日～2030年12月31日
受付期間	2022年05月25日～2030年12月31日
用紙サイズ	縦 1ページ


🖨 電子申請をする (電子証明書が不要)

クリック

## ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。


メールアドレス

 **ログインしないで申請する**

ご自身のメールアドレスを入力し、「ログインしないで申請する」をクリック（利用者登録せずに申請可能）

利用者ID

パスワード

 **ログイン**

**【ドメイン設定（受信拒否設定をされている方について）】**  
入力いただいたメールアドレスに  
「[denshi-shinsei@pref.wakayama.lg.jp](mailto:denshi-shinsei@pref.wakayama.lg.jp)」から申請方法のお知らせが届きます。  
ドメイン解除していただくか、または  
「[pref.wakayama.lg.jp](mailto:pref.wakayama.lg.jp)」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

件名 【電子申請】申請方法のお知らせ  
送信者 "和歌山県電子申請サービス" <denshi-shinsei@pref.wakayama.lg.jp>

このメールは「和歌山県電子申請サービス」にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんのであらかじめご了承ください。

このたびは和歌山県電子申請サービスをご利用いただきありがとうございます。手続きの申請方法をお知らせいたします。本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 和歌山県  
【手続き名】 【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請（個人・新築）  
【受付日時】 2022年05月26日 20時01分  
【仮受付番号】 53602  
【有効期限】 2022年05月29日

申請時に必要となります。

#### ■申請の方法

次のページから申請できます。  
申請を開始するには上記の仮受付番号のほか、ご入力いただいたメールアドレスが必要です。  
有効期限を過ぎた場合はアクセスできなくなりますのでご注意ください。

申請方法のお知らせのメールが届いたら、本文の URL から申請画面へアクセスしてください。

【入力開始ページ】  
<https://hyouka.wakayama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=EDgnZHbjAg8fIz813LIFjWo/JPY3WfGIEF5kIC6E8oAoF46Ek/OQXNi0/50Qrm/2jTyZ-BMGVFheui4IMKFiUsxOBrk3YZNjsvYyJTP-PemovNM0JjQ/2RHamsnKuEhbDuFbI7gXj3-H4xwGPoM/gSXmw0UjXaiPjR5VTP7XRzMyJT5eEgIdKbNgUQEuk7MTS/LhK92D2FOAc7DplzrgA-uhrHsrhA>

※本メールはご入力いただいたメールアドレスにお送りしています。

※このメールに心当たりのない方は、次のページよりお問い合わせください。



利用者登録は  
こちら



サービスに関する  
お問い合わせはこちら

## 申請開始

- メールアドレスと仮受付番号を入力して、「申請を開始する」ボタンをクリックしてください。

申請先	和歌山県
手続名	【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請（個人・新築住宅）
受付日時	2022年05月26日 20時01分

メールアドレス

仮受付番号

申請を開始する

- ・メールアドレス
  - ・仮受付番号
- を入力し、申請を開始してください。

※「メールアドレス」は申請した際にお客様が入力したメールアドレスです。

※「仮受付番号」は申請した際にメールにてお知らせした番号です。

## 申請入力画面

納税通知書の記載箇所を参考に入力してください。

※この入力フォームは、下記の場合には対応しておりませんので、該当する場合はお手数ですが管轄の県税事務所へご連絡をお願いします。

- ・店舗付き住宅などの「併用住宅」を取得された方
- ・土地の所有者が3名以上の場合
- ・土地と住宅の取得者が異なる場合

### 【1】申請先県税事務所 **必須**

お手元の納税通知書に記載されている申請先県税事務所を選択してください。

なお、申請先県税事務所は取得した不動産の所在地により次のとおりとなります。

申請先県税事務所 【取得不動産所在地】

和歌山県税事務所・・・【和歌山市、海南市、紀美野町】

紀北県税事務所・・・【橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町】

紀中県税事務所・・・【有田市、御坊市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町】

紀南県税事務所・・・【田辺市、新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町】

①

### 【2】土地の納税番号（半角数字） **必須**

【例】〇〇-〇-1-〇〇〇〇〇〇（ハイフンを入力してください。）

※納税通知書が届いていない場合は、届いた後に申請を行ってください。

※住宅が完成していない場合は、完成後に申請を行ってください。

(15文字まで)

②

和歌山県 不動産取得税 納税通知書兼領収証書

口座番号 09309-9-907078  
加入者名 和歌山県会計管理署

マルチペイメント 5040110000  
納付番号 190001

課税年度 令和 4年度  
納税種別 売買  
主たる取得不動産の所在地 和歌山市小松原通1-1

640-8269  
和歌山市小松原通1-1

和歌山 税太郎

土地・家屋の別 土地

②納税番号 4-1-1-000019

納税番号	4-1-1-000019
税額	130,800円
延滞金額	円
合計	円
納期限	令和 4年 6月30日

令和 4年 6月10日

和歌山県税事務所 公印

①管轄の県税事務所

## 申請入力画面

### 納税義務者（土地取得者）の情報

**不動産取得税の納税義務者本人の情報を入力してください。**

代理で申請する場合でも、連絡先以外は納税義務者本人の情報を入力してください。

#### [3] 取得の方法（共有取得者の有無） **必須**

登記事項証明書に共有者として記載されている場合は、「共有名義」となります。

※共有者3名以上はこの入力フォームに対応しておりませんので、管轄の県税事務所へご連絡ください。

- 単独取得（共有者なし）  
 共有取得（ご夫婦、親子など2名で取得）

#### [4] 納税義務者氏名（土地を取得された方の氏名を入力してください。） **必須**

【例】和歌山 税太郎

納税義務者名は、土地の取得者名義（納税通知書の名前）になります。

(全角20文字まで)

#### [5] 納税義務者住所（現住所） **必須**

【例】和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地

(50文字まで)

#### [6] 連絡先（日中で連絡が可能な携帯番号など） **必須**

内容の確認等で担当者からご連絡させていただく場合があります。

日中連絡のつく電話番号を入力してください。

【例】090-0000-0000（ハイフンを入力してください。）

(20文字まで)

単独取得（共有者なし）の場合は、【7】、【8】にご回答いただく必要はありませんので、【9】へお進みください。

#### [7] 共有者氏名

(全角20文字まで)

#### [8] 共有者住所（現住所）

(50文字まで)

納税通知書のあて名が1名の場合は単独取得、2名の場合は共同取得を選択してください。  
※共有者3名以上は電子申請システムに対応しておりません。

土地を取得された方の氏名を入力してください。（納税通知書のあて名）

必要に応じて、担当者からご連絡することがあります。  
日中連絡のつく電話番号を入力してください。

共有取得の場合のみ入力してください。  
（単独取得の場合は入力不要です。）

# 申請入力画面

## 建物（住宅）の情報

※床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の住宅について減額の対象となります。

### [9] 取得した住宅の床面積【1階部分の床面積】 必須

建物登記事項証明書等に記載の1階の床面積を記入してください。  
(50～240の範囲内)

9  平方メートル

### [10] 取得した住宅の床面積【2階部分の床面積】 必須

2階部分がない場合は、「0」を入力してください。

10  平方メートル

### [11] 取得した住宅の床面積【3階以上の床面積・住宅用附属家屋】

取得した建物が3階建て以上の場合、3階以上の部分の床面積を合計した値を下記に入力してください。  
また、車庫や物置などの住宅用附属家屋（カーポートは住宅用附属家屋には含まれません。）を取得された場合についても下記に入力してください。

なお、取得した建物が3階建て以上かつ住宅用附属家屋を取得された場合は、それぞれの床面積の合計値を入力してください。

(例) 3階以上の床面積の合計 100平方メートル  
住宅用附属家屋の床面積 50平方メートル  
の場合は、150平方メートルと入力してください。

※住宅用附属家屋が複数ある場合は、合計値を記載してください。

※住宅用附属家屋に該当するかどうか分からない場合は、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

11  平方メートル

### [12] 取得した住宅の新築年月日 必須

建物登記事項証明書や登記完了証【建物表題登記】（電子申請）、登記申請書に記載されている新築年月日又は検査済証の検査年月日を入力してください。

12 令和  年  月  日

建物（住宅）登記事項証明書の記載箇所を参考に入力してください。

\* 登記情報サービス・登記完了証の写しでも可

（登記完了証については次のページをご確認ください。）

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製	金百	不動産番号	000000000000
所在番号	金百			
所在	特別区南都町一丁目			
家屋番号	101番			
①種類	②構造	③床面積	原因及びその日付【登記の日付】	
居宅	木造かわらぶき2階建	1階 80:00 2階 70:00	令和1年5月1日新築 令和1年5月7日	
表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付
1	物置	木造かわらぶき平家	30:00	令和1年5月7日
所有者	特別区南都町一丁目5番5号	法務五郎		
所有権に関する事項				
	受付年月日・受付番号			
	令和1年5月7日 第805号			所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日割計算) 損害金 年14・5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第)2340号	
共同担保目録				
記号及び番号	(第)2340号	調製	令和1年5月7日	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	金百	
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 101番の建物	1	金百	

9~11  
取得した住宅の床面積

建物であることを  
確認してください。

12新築年月

物置や車庫等の住宅用附属  
家屋が登記されている場合

11住宅用附属家屋の  
床面積（登記済分）

見本



※登記完了証（書面申請）の場合は、新築日が確認できませんので、併せて検査済証を添付してください。

（登記完了証（電子申請）は新築日が記載されているため、検査済証の添付は不要です。）

登記完了証

登記完了証の例（電子申請）  
【建物（表題登記）】

登記完了証

次の登記申請が完了したことを通知します。

申請受付年月	建物であることを確認してください。		
申請受付番号			
不動産	建物	不動産番号 1 2 3 4 甲市乙町一丁目1000 家屋番号 1000番1 居宅・共同住宅 軽量鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建 1階 100・00平方メートル 2階 100・00平方メートル 3階 50・00平方メートル	
申請情報	登記の目的	建物表題登記	
	居住情報	建物図面・各階平面図・建築図説明情報 住所証明情報 代理権限証明情報 出生情報	
	申請年月日	平成23年4月1日申請 東京法務局（登記所コード：0100）	
	申請人	甲市乙町1丁目1番地 甲山太郎	
	代理人	甲市乙町1丁目2番地 土地家屋調査士 甲山次郎 00-00000-0000	
	申請物件（No. 1）		
建物の表示			
所在			
家屋番号			
建物図面及び各階平面図符号	①種類	②構造	③床面積（㎡） 原因及びその日付
	居宅・共同住宅	軽量鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建	1階 100・00 2階 100・00 3階 50・00 平成23年3月16日新築
附属建物の表示			
符号	①種類	②構造	③床面積（㎡）
1	物置	木造かわらぶき平家建	20・00

⑨～⑪ 取得した住宅の床面積

⑫新築年月

⑫新築年月

⑩住宅用付属家屋の床面積（登記済分）

物置や車庫等の住宅用附属家屋が登記されている場合

検査済証

建築基準法第7条第5項の規定による  
検査済証

第 号  
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事等職氏名 印

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1

登記完了証（書面申請）提出される場合は、新築日の確認できる検査済証を併せて提出してください。

2. 確認済証交付年月日 令和 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分
6. 検査年月日 令和 年 月 日
7. 委任した建築主事氏名 印

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

## 申請入力画面

### 【13】不動産取得税の納付 **必須**

不動産取得税は既に納付していますか？

- 納付していない  
 納付している

納付の有無を選択してください。

### 【14】金融機関名

(例) ○○銀行、▲▲信用金庫、△△信用組合、●●労働金庫、□□農業協同組合 等  
(20文字まで)

### 【15】店名

ゆうちょ銀行の場合は、店番を入力してください。  
(例) 本店、○○支店、▲▲出張所、□□支所 等

(20文字まで)

### 【16】預金の種類

総合口座の場合は、普通預金を選択してください。

- 普通 (総合)  
 当座  
 その他

既に納付している場合は、以下の還付先金融機関の口座情報を入力してください。

まだ、納付していない場合は、金融機関情報は入力不要です。

- ・ 金融機関名
- ・ 店名 (ゆうちょ銀行の場合は店番)
- ・ 預金の種類
- ・ 口座番号
- ・ 口座名義
- ・ 口座名義 (フリガナ)

※口座名義は、申請者 (共有者含む) 本人名義に限ります。

### 【17】口座番号 (半角数字)

(数字20文字まで)

### 【18】口座名義人 (フリガナ)

口座名義は、土地取得者である納税義務者本人 (共有者含む) に限られます。

(例) フカヤマ ゼイタロウ  
(全角カナ50文字まで)

## 申請入力画面

### 【19】 県税事務所への連絡事項

(9999文字まで)

県税事務所に何か連絡すべき事項等があれば記載してください。

### 添付書類について（次ページで添付してください。）

#### 【1】 建物（住宅）登記事項証明書

【確認事項】

- ・建物（住宅）の登記事項証明書のPDFまたは写真を添付してください。
- ・建物登記事項証明書の代わりに住宅の新築日が確認できる登記完了証【建物表題登記】（電子申請）又は、登記情報提供サービスの情報の写しを添付していただくことも可能です。ただし、登記完了証【建物表題登記】（書面申請）の場合には、次項【2】で登記申請書や検査済証の写し等、住宅の新築日が確認できるものを併せて添付してください。
- ・複数ページある場合は、必ず1ページ目を添付してください。
- ・写真を撮影する場合は、全体が写るようお願いします。

減額の特典については、こちらをご確認ください。

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefq/010500/kenzei/fudousan/fudousan\\_keigen.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefq/010500/kenzei/fudousan/fudousan_keigen.html)

#### 【2】 新築日の確認できる登記申請書や検査済証

【1】の添付で登記完了証【建物表題登記】（書面申請）を添付いただいた方は、新築日が確認できる登記申請書や検査済証を添付してください。

添付書類については次ページで添付してください。

添付していただく書類の注意事項についてはこちらに記載しておりますのでご確認をお願いします。

確認

必要事項を入力、添付書類の注意事項を確認後、「確認」ボタンを押下してください。

## 添付書類

### 【1】建物（住宅）登記事項証明書

- ・建物（住宅）の登記事項証明書の PDF または写真を添付してください。
- ・建物登記事項証明書の代わりに住宅の新築日が確認できる登記完了証【建物表題登記】（電子申請）又は、登記情報提供サービスの情報の写しを添付していただくことも可能です。ただし、登記完了証【建物表題登記】（書面申請）の場合には、次項【2】で登記申請書や検査済証の写し等、住宅の新築日が確認できるものを併せて添付してください。
- ・複数ページある場合は、必ず1ページ目を添付してください。
- ・写真を撮影する場合は、全体が写るようにお願いします。

### 【2】新築日の確認できる登記申請書や検査済証

【1】の添付で登記完了証【建物表題登記】（書面申請）を添付いただいた方は、新築日が確認できる登記申請書や検査済証を添付してください。

Wakayama Prefecture Electronic Application Service  
和歌山県電子申請サービス  
和歌山県と県内の一部自治体への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

サービスに関するお問い合わせはこちら

申請書入力 添付資料選択 送信内容確認 送信完了

#### 添付資料選択

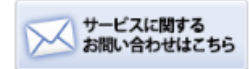
- ・申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。
- ・【申請時添付】の場合、【参照】をクリックして対象ファイルを選択してください。
- ・すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。
- ・添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	和歌山県
手続き名	【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請（個人・新築住宅）

文書名	備考	必須/任意	提出方法	ファイル選択
【1】建物（住宅）登記事項証明書等	詳細は入力フォームをご確認ください。	必須	<input type="radio"/> 申請時添付	参照...
【2】新築日の確認できる登記申請書や検査済証	【1】の添付で登記完了証【建物表題登記】（書面申請）を添付いただいた方は、新築日が確認できる登記申請書や検査済証を添付してください。	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 提出しない	参照...

次へ

添付後、クリック



申請書入力 添付資料選択 送信内容確認 送信完了

## 送信内容確認

- 【送信】 ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
- 申請書を送信します。
- 内容をご確認の上、よろしければ【送信】 をクリックしてください。

申請先	和歌山県
手続名	【不動産取得税】 住宅用土地の減額・還付申請（個人・新築住宅）

[手続案内](#)

申請書表示

入力内容、添付書類内容をこちらでご確認ください。

## 送信内容

添付資料	<input type="checkbox"/> 【1】 建物（住宅）登記事項証明書等：計算書.pdf	表示
	<input type="checkbox"/> 【2】 新築日の確認できる登記申請書や検査済証	提出しない

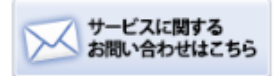
## 申請内容確認情報

パスワード (半角6文字以上20文字以内)	必須	申請内容確認時にこのパスワードが必要となりますので、控えておいてください。 ●●●●●●●●
パスワード再入力 (半角6文字以上20文字以内)	必須	●●●●●●●●

申請内容確認時にパスワードが必要となりますので、設定をお願いします。

送信

入力内容、添付書類を確認後、クリック



申請書入力 > 添付資料選択 > 送信内容確認 > **送信完了**

送信完了の場合、この画面が表示されます。

## 送信完了

- 申請書の送信が完了しました。
- お問い合わせの際には「受付番号」が必要となりますので、念のためこのページを印刷して保管されることをお勧めします。
- なお、このページの情報はメールでもお知らせします。

申請先	和歌山県
手続名	【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請（個人・新築住宅） <a href="#">手続案内</a>

### 受付結果

受付日時	2022年05月26日 19時08分
受付番号	53600

[申請先の選択（トップページ）へ戻る](#)

[申請書控え保存](#) 申請書の控えをダウンロードします

[ページ印刷](#) このページを印刷します

**+** 件名 **申請受付のお知らせ** ▼ 操作を選択

送信者 ["和歌山県電子申請サービス" <denshi-shinsei@pref.wakayama.lg.jp>](mailto:shinsei@pref.wakayama.lg.jp)

このたびは和歌山県電子申請サービスをご利用いただきありがとうございます。  
次の通りお客様からの申請を受付けましたのでお知らせいたします。  
本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

---

【申請先】 和歌山県  
【手続き名】 【不動産取得税】住宅用土地の減額・還付申請（個人・新築住宅）  
【受付日時】 2022年06月08日 13時52分  
【受付番号】 53896

---

審査完了後、減額通知書を管轄の県税事務所から後日送付させていただきます。  
<納税済みの方へ>  
後日、減額通知書に記載の減額金額を申請していただいた口座に還付させていただきます。  
<納税前の方へ>  
全額減免の方は、減額通知書のみ送付させていただきます。  
全額が減額にならない方は、減額後の納付書を同封しますので納税していただきますようお願いいたします。

なお、審査で確認したい事項等があれば、別途ご連絡させていただきます。

■申請内容のご確認方法  
次のページから確認できます。  
申請内容を確認するには上記の受付番号のほか、ご入力いただいたメールアドレスおよびパスワードが必要です。

---

【申請内容確認ページ】  
<https://hyouka.wakayama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=EDgnZHbjAg/kNW8jPktIPAC3JRzd65uGX2hQXgQfP4FX6tvrvEwJOcNqmOdN73HYWA7V3W-e0MjMTS/LhK92D2F0aBcTfHXAYw6Ac7DplzrqA-uhrHsrhA>

---

※本メールはご入力いただいたメールアドレスにお送りしています。

最初に入力したメールアドレスにも受付完了のメールが届きますので、ご確認をお願いします。また、このメールは大切に保管いただきますようお願いいたします。